

2025 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 沖 津 雅 浩
(コード：6753、プライム市場)
問 合 せ 先 広 報 部 田 嶋 謙
(TEL. 050-5213-6795)

当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、控訴人より控訴の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 控訴が提起された日

令和 7 年 5 月 29 日（控訴状送達日：令和 7 年 7 月 11 日）

2. 控訴の原因及び提起されるに至った経緯

控訴人は、2023 年 1 月 30 日付（2023 年 2 月 13 日送達）にて、当社が製造・販売したスマートフォン 16 機種が、控訴人が保有する日本特許第 455901 号を侵害すると主張して、東京地方裁判所に損害賠償を求める訴訟を提起していました。

2025 年 5 月 14 日、東京地方裁判所において第一審の判決の言い渡しがあり、判決では、本特許は無効理由を有するため権利行使できないとして、控訴人の請求が棄却されました。

これに対して、控訴人がこの判決を不服として、知的財産高等裁判所へ控訴を提起したものです。

3. 控訴を提起した者の概要

- (1) 名称 株式会社DAPリアライズ
- (2) 所在地 東京都大田区久が原六丁目 7 番 23 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 井筒 政弘

4. 控訴の内容

控訴人は、損害賠償として 1,000 万円及びこれに対する遅延損害金を請求しております。

5. 当社の対応

控訴の内容を精査した上で適切に対応してまいります。

以 上